法令に基づく水質検査

水質検査表(1)水質基準

令和6年4月1日施行 検査頻度/年度 項目 項目 基準値 基本回数 水質基準項目 区 分 検査回数 検査回数 種別 番号 備考 (浄 水) mg/l (浄 水) (原 水) 病原生物 100個/ml以下 12回/年 一般細菌 12 4 不可 検出されないこと の指標 12回/年 大腸菌 12 4 4回/年 4回/年 4回/年 4回/年 3 カドミウム及びその化合物 0.003mg/l以下 4 4 水銀及びその化合物 0.0005mg/l以下 4 0.01mg/l以下 セレン及びその化合物 4 5 4 4回/年 6 鉛及びその化合物 重金属 0.01mg/l以下 4 4 4回/年 7 ヒ素及びその化合物 0.01mg/l以下 4 4 六価クロム化合物 0.02mg/l以下 4回/年 8 4 4 4回/年 0.04mg/l以下 12 4 9 亜硝酸態窒素 0.01mg/l以下 4回/年 10 シアン化合物イオン及び塩化シアン 4 4 不可 4回/年 10mg/l以下 12 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 11 4 無機物質 4回/年 4回/年 4回/年 4回/年 0.8mg/l以下 12 フッ素及びその化合物 4 4 健 13 ホウ素及びその化合物 1.0mg/l以下 4 4 康 14 四塩化炭素 0.002mg/l以下 4 4 に 0.05mg/l以下 15 1,4-ジオキサン 4 4 関 シスー1,2ージクロロエチレン及び 16 0.04mg/l以下 4回/年 4 4 す トランスー1, 2-ジクロロエチレン ·般有機 る 17 ジクロロメタン 化学物質 0.02mg/l以下 4回/年 4 4 項 18 テトラクロロエチレン 0.01mg/l以下 4回/年 4 4 目 トリクロロエチレン 0.01mg/l以下 4回/年 19 4 4 20 ベンゼン 0.01mg/l以下 4回/年 4 4 4回/年 21 塩素酸 0.6mg/l以下 4 -0.02mg/l以下 クロロ酢酸 4回/年 22 4 0.06mg/l以下 23 クロロホルム 4回/年 4 4回/年 4回/年 ジクロロ酢酸 0.03mg/l以下 24 4 ジブロモクロロメタン 0.1mg/l以下 25 4 消毒副 4回/年 臭素酸 0.01mg/l以下 26 4 生成物 不可 4回/年 27 総トリハロメタン 0.1mg/l以下 4 4回/年 28 トリクロロ酢酸 0.03mg/l以下 4 ブロモジクロロメタン 0.03mg/l以下 4回/年 29 4 4回/年 30 ブロモホルム 0.09mg/l以下 4 _ 0.08mg/l以下 4回/年 ホルムアルデヒド 31 4 亜鉛及びその化合物 1.0mg/l以下 4回/年 32 4 4 4回/年 4回/年 4回/年 4回/年 アルミニウム及びその化合物 0.2mg/l以下 12 33 4 色 34 鉄及びその化合物 0.3mg/l以下 4 4 銅及びその化合物 35 1.0mg/l以下 4 4 味覚 200mg/l以下 水 4 36 ナトリウム及びその化合物 4 4回/年 道 マンガン及びその化合物 0.05mg/l以下 37 色 4 4 200mg/l以下 12回/年 不可 水 38 塩化物イオン 12 4 が 味覚 300mg/l以下 4回/年 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 4 4 4回/年 有 40 蒸発残留物 500mg/l以下 4 4 す 4回/年 41 陰イオン界面活性剤 発泡 0.2mg/l以下 4 4 べ (4S、4aS、8aR) ーオクタヒドロー4、 発生時期を選 き 42 0.00001mg/以下 12回/年 4 4 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-んで月1回以上 性 オール(別名ジェオスミン) におい 状 1, 2, 7, 7ーテトラメチルビシクロ 発生時期を選 に 43 0.00001mg/l以下 12回/年 4 [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール 4 んで月1回以上 関 (別名2-メチルイソボルネオール) す 44 非イオン界面活性剤 発泡 0.02mg/l以下 4回/年 4 4 る フェノール類 におい 0.005mg/以下 4回/年 45 4 4 項 12回/年 有機物(全有機炭素(TOC)の量 味覚 3mg/l以下 12 46 4 目 5.8以上8.6以下 12回/年 47 12 4 pH値 異常でないこと 12回/年 48 12 味 基礎的 12回/年 12回/年 臭気 異常でないこと 不可 49 12 4 性状 5度以下 50 色度 12 4 2度以下 12回/年 12 51 濁度 4

39

51

水質検査表(2)水質管理目標設定項目及びその他の項目

項目番号	項目	目標値	(検査頻度/年度)	
4月11年15日			検査回数(浄水)	検査回数(原水)
1	アンチモン	0.02mg/l以下	1	1
2	ウラン	0.002mg/l以下(暫定)	1	1
3	ニッケル	0.02mg/l以下	1	_
4	【削除】		ı	_
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1	1
6	【削除】		-	_
7	【削除】		ı	_
8	トルエン	0.4mg/l以下	1	1
9	フタン酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	1	_
10	亜鉛素酸	0.6mg/l以下	対象外(塩素ガス	を使わないため)
11	【削除】		-	_
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	対象外(塩素ガス	を使わないため)
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	1	_
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	1	_
15	農薬類	1以下 (注1)	-	1
16	残留塩素	1mg/l以下	1	_
17	硬度(Ca,Mg)	10~100mg/l	省略(水質基準項目で検査済)	
18	マンガン	0.01mg/l以下	省略(水質基準項目で検査済)	
19	遊離炭酸	20mg/l以下	1	_
20	1, 1, 1ートリクロロエタン	0.3mg/l以下	1	1
21	メチルーtーブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下	1	1
22	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3(TON)以下	1	_
24	蒸発残留物	30∼200mg/l	省略(水質基準項目で検査済)	
25	濁度	1度以下	省略(水質基準	
26	pH値	7.5	省略(水質基準項目で検査済)	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0 極力0	1	_
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)	1	_
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	1	_
31	へ°ルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	2項目の総和で		1
	へ°ルフルオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/以下(暫定)	_	
# <u></u>			18	10

その他	クリプトスポリジウム	_	-	1
	指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	-	-	4
	ダイオキシン類	_	_	1

注1 別に定められている農薬類102種類について、検出値と目標値の比を合計した値。